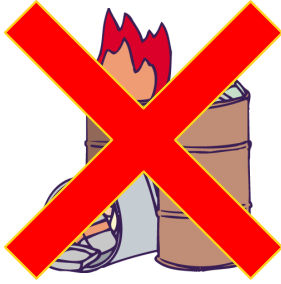


ねえ、勝手に燃やしていいの？

廃棄物を焼却処分する行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「静岡県生活環境の保全等に関する条例」で次のように定められています。

事業者の「野焼き」は禁止！



近所迷惑をかけているいないにかかわらず、事業者の「野焼き」は禁止されています。事業者が廃棄物を焼却処分する場合は、構造基準に合った焼却炉を用いて、黒煙などを出さずに適正な焼却をしなければなりません。

一般家庭でも野焼きは原則禁止！！

悪臭や煙害などで近所迷惑になるような焼却はやめましょう。

庭先のたき火であっても、近所の人たちは「やめてほしい」と思っています。家庭から出るゴミはしっかり分別して、ゴミの収集日に出すようにしましょう。

また、草木は「笠子廃棄物処分場」にて回収を行っています。受付時間内にお持ちください。



農林業者、漁業者も周囲に迷惑をかけるはダメ！



農林業者、漁業者が行う「野焼き（わらなどの燃焼）」は、害虫駆除や肥料を作るために必要な行為として例外とされていますが、まれに道路がみえなくなるほど真っ白な煙を上げて焼却しているケースも見受けられます。

湖西市火災予防規則では、農林漁業者が野焼きを行う場合に「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」を消防署に提出することになっています。

周囲に迷惑をかけないように、天候や風向きなどに十分注意を払って作業するようにして下さい。

問合せ先 環境課 (TEL 576-1141)